

\* 届出は14日以内に行われる必要があります。入国管理局への持参、郵送、または入国管理局電子届出システムを利用したのオンラインで届出ができます。

オンラインで提出する場合 / Submitting via the Online System



法務省 入国管理局

Immigration Bureau of Japan

入国管理局電子届出システム



ログイン(出入国管理及び難民認定法第19条の16及び第19条の17に基づく届出)

・中長期在留者の方でオンラインでの届出を希望の方は下記ボタンを押してください。

中長期在留者はこちら

・所属機関の方でオンラインでの届出を希望の方は下記ボタンを押してください。

所属機関はこちら

ここからログインしてください。